

県民の絆

2 0 2 0

VOL.

57

暴力団追放三不運動

ワン

+1

暴力団を利用しない

暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない

暴力団と交際しない

「白糸の滝(しらいとのかき)」



公益
財団法人

福岡県暴力追放運動推進センター



公益財団法人
福岡県暴力追放運動推進センター
理事長 **渋田 一典**

新年の

新年明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと存じ上げます。昨年中は、当センターの活動全般に亘り、多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。本年も昨年同様、よろしくお願い致します。

さて、県警が平成26年に着手された工藤會の首領クラスの大量検挙は、昨年10月から総裁・会長の凶悪事件の公判が始まり、本年夏までに約90人の証人申請が行われると新聞マスコミ等で報じられております。一方、工藤會の象徴である本部事務所の工藤会館は、北九州市のご尽力により撤去が決まり本年春には、工藤會の所有から離れることになりました。当センターもこの撤去事業支援に関わることができ、今後、県内の暴力団事務所撤去の参考事例になるものと思います。また、当センターでは、道仁会傘下組織の組事務所使用差止訴訟の代理訴訟も行っており、次第に県内の各地で事務所使用差止の動きが起こるなど暴力団排除の気運が更に高まってきております。

県警と当センターでは、離脱組員らの社会復帰のため、離脱者就労支援を推進しており、昨年も10数名の就労支援を行いました。離脱者の就労を引き受けていただける「協賛企業」も県内約350社を超えています。

昨年、県警と当センターは、暴力団員に対する離脱促進のチラシを作成し、配付しております。少しでも暴力団を辞めたいと思っている組員らの目に止まれば、社会復帰の方法等を教示できる内容となっております。今後も協賛企業の皆様の協力を得て離脱者就労支援を行っていききたいと思います。

相談業務においては、県内各企業からの暴力団関係者かどうかの相談が年間1,400件を超え、ここ数年企業の暴排意識の高さを感じます。また、当センターの賛助会員も毎年新規加入が増えており、心強く思っております。

県内では、未だ五つの指定暴力団が活動をしており、全国の抗争の火種がいつ飛び火してくるかわかりません。当センターとしても、いま一層気を引き締め、「暴力団の存在しない福岡県」の実現に努める所存であります。

今後も県民の皆様の厚いご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご発展を祈念して、新年の挨拶とさせていただきます。

ご挨拶

福岡県警察

本部長 高木 勇人



謹んで新春の御挨拶を申し上げます

県民の皆様方には、健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、暴力団排除活動に取り組む市民を狙った凶悪事件で、工藤會系組長らを逮捕したほか、福岡県暴力追放運動推進センターの御尽力により、工藤會のシンボリック的存在である総本部事務所の解体が開始されるなど、本県の暴力団対策は大きく進展しております。

これもひとえに、県民の皆様方の県警察に対する並々な御支援、御協力、そして社会全体での暴力団排除活動の賜であり、深く感謝申し上げます。

県警察では、本年も、三大重点目標の第一に「暴力団の壊滅」を掲げ、組織の総力を挙げた暴力団対策を推進することとしています。県民の皆様方の安全確保を大前提とした上で、未解決重要事件の検挙はもとより、暴力団の組織基盤に打撃を与えるための資金源対策や組員の離脱・就労支援といった社会復帰対策、更には暴力団事務所の撤去などに取り組むとともに、地域社会が一体となった暴力団排除活動を強力に推進してまいります。

本年も引き続き、暴力団排除の中核を担う福岡県暴力追放運動推進センターを始め、県民、事業者の皆様方の一層のお力添えをよろしくお願いいたします。

結びに、本年が県民の皆様方にとって、より佳き年になりますよう心より祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

第28回

暴力追放福岡県民大会 北九州市暴力追放・安全安心まちづくり市民大会の開催

令和元年8月16日、北九州市小倉北区の北九州芸術劇場大ホールにて、北九州市と合同で「第28回暴力追放福岡県民大会 北九州市暴力追放・安全安心まちづくり市民大会」を開催しました。

当センター名誉会長である福岡県知事をはじめ多数のご来賓の皆様にご臨席いただき、約1300人の来場者と「大会宣言」を唱和し、暴力団追放の決意を新たにしました。



大会の様子

暴力追放運動功労者

暴力追放に功労のあった方々に表彰状が授与されました。

団体

日本中央競馬会 小倉競馬場
門司区風俗営業管理者等連絡協議会

個人

久留米市 前原 和雄 様
福岡市 木原 亨 様
久留米市 角倉 潔 様



特別講演

福岡県警本部暴力団対策部長の尾上芳信様から、「暴力団情勢と今後の取組み」と題して、ご講演いただきました。

福岡県協力雇用主会々長の野口義弘様から、非行少年が仕事を通じて更生するドキュメンタリー動画が紹介され、「信じ続ければ、応えてくれる」と題して、ご講演いただきました。



福岡県警本部暴力団対策部長の尾上芳信様



福岡県協力雇用主会々長の野口義弘様

大会宣言

一、県民の願い

私たち県民の願いは、暴力団が存在しない安全で安心な福岡県の実現です。

一、暴力団に対する共通認識

暴力団は私たちの生活を脅かし、社会の秩序を乱す反社会的な集団です。

一、県民の決意

私たちは、福岡県暴力団排除条例等の法令を遵守し、断固たる決意とスクラムにより全力でこの社会から暴力団を排除することを、ここに宣言します。

令和元年8月16日

第28回暴力追放福岡県民大会 北九州市暴力追放・安全安心まちづくり市民大会 参加者一同

暴力団事務所撤去支援事業

昨年11月、北九州市に本拠を置く五代目工藤會の本部事務所撤去作業が始まりました。内部の家具等が運び出され重機が搬入されると、本格的な解体工事が開始されました。

今年3月には、建物は姿を消し、完全な更地になる予定です。

暴追センターは、事務所がなくなった更地の買収、民間企業への転売等の役割を担い、北九州市が取り組む暴力団事務所撤去活動を支援します。

五代目工藤會の象徴とも言える本部事務所がなくなれば、北九州市の暴排機運が今以上に高まることが期待されます。



▲解体前



▲引き剥がされる「KUDOUKAI KAIKAN」の看板



▲令和元年12月の様子

令和元年下半期

地域・職域の暴排活動状況



- 7月3日 ●暴力追放・地域安全東区民大会
- 7月6日 ●大牟田市暴力団追放市民総決起大会
- 7月18日 ●福岡県銀行警察連絡協議会 反社会的勢力排除に関する研修会
- 8月8日 ●みずほ証券大牟田支店研修会
- 8月16日 ●第28回暴力追放福岡県民大会・北九州市暴力追放安全安心まちづくり市民大会
- 9月6日 ●福岡ソフトバンクホークス暴力団排除連絡協議会
- 9月19日 ●西部ガス株式会社消費者窓口連絡会
- 10月5日 ●令和元年度安全・安心まちづくり県民の集いふくおか
- 10月23日 ●令和元年度福岡高速道路工事暴力団等追放大会
- 10月28日 ●暴力団追放! 地域決起会議(北九州地区)
- 10月31日 ●暴力追放事業体等筑紫地区協議会
- 11月2日 ●筑後市・大木町・大川市合同暴力団追放総決起大会
- 11月11日 ●田川地区暴力団追放総決起大会
- 11月12日 ●第8回暴力追放福岡市民大会
- 11月12日 ●日本たばこ産業株式会社 企業防衛研修会
- 11月14日 ●八幡西暴力追放総決起大会
- 11月17日 ●糸田町暴力等追放町民大会
- 11月25日 ●令和元年度九州地方整備局暴力団等追放連絡協議会
- 11月26日 ●福岡県損害保険防犯協議会
- 11月28日 ●福岡県信用農業協同組合連合会反社会的勢力にかかる研修会
- 12月1日 ●久留米市暴力団壊滅市民総決起大会及びパレード
- 12月9日 ●国土交通省九州整備局行政対象暴力講習会



大牟田大会



筑後大会



祝! 栄えある受賞、おめでとうございます。

令和元年 全国暴力追放功劳者表彰

個人金賞

かばしま法律事務所
花島 修 弁護士

個人銀賞

富山・松尾法律事務所
富山 敦 弁護士

個人銅賞

小倉南法律事務所
小川 威亜 弁護士

令和元年 九州管区暴力追放功劳者・ 功劳団体表彰

団体
表彰

(一社)生命保険協会
福岡・北九州生命保険
防犯対策協議会

個人
表彰

伊龍 千秋 暴力監視員

個人
表彰

兒島 聖司 弁護士
鴻和法律事務所

第28回 暴力追放福岡県民大会

暴力追放ポスターコンクール入賞者表彰



【真瀬館高校2年】
▲ 白根 侑花さん



【真瀬館高校3年】
▲ 遠藤 早姫さん



【真瀬館高校3年】
▲ 野原 美里さん



【真瀬館高校3年】
▲ 木下 美沙希さん



【東筑紫学園高校3年】
▲ 津田 真梨子さん



【沖学園高校3年】
▲ 平石 大空さん



佳作



【沖学園高校2年】
▲ 野崎 郁乃さん



【大牟田高校3年】
▲ 野村 夕彩さん



【大牟田高校3年】
▲ 橋本 武蔵さん



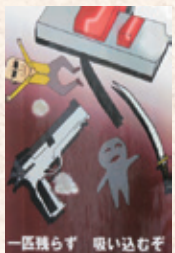
【大牟田高校3年】
▲ 濱崎 翼さん



【大牟田高校3年】
▲ 大城 みくりさん



【大牟田高校3年】
▲ 江口 玖瑠実さん



【大牟田高校3年】
▲ 井上 綾乃さん



【大牟田高校3年】
▲ 中野 清正さん



【東筑紫学園高校2年】
▲ 峰松 陽乃さん



【東筑紫学園高校2年】
▲ 牟田 さくらさん



【東筑紫学園高校3年】
▲ 楠木 碧さん



【真瀬館高校3年】
▲ 松崎 優愛さん



【真瀬館高校2年】
▲ 青柳 勇我さん



【真瀬館高校2年】
▲ 時山 翔貴さん



【魁誠高校2年】
▲ 今井 優芽さん



【大牟田高校3年】
▲ 伊勢崎 留稀さん



【東筑紫学園高校2年】
▲ 池田 菜々香さん



【真瀬館高校2年】
▲ 中島 凜さん

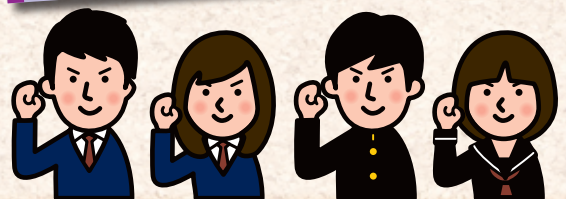


【東筑紫学園高校2年】
▲ 泉 隆世さん



【真瀬館高校2年】
▲ 和田 由希乃さん

暴力追放ポスターコンクールに多数のご応募ありがとうございました。



はじめに

私は、福岡県内で重機・ダンプカー等を使って、建設・運送の会社を営んでいます。

平成30年3月から、県警の就労支援制度により元暴力団員のM君を雇用し、現在も働いて貰っています。

協賛企業への登録

昨今の土木業界や運送業界は、慢性的な人手不足です。肉体的にもしんどい職種ですし、採用しても長続きせずにすぐに辞めていく者が多いのが現状です。ハローワークや民間の求人案内で人材募集をしても、なかなか思うように人手が集まりません。

私の会社も例外ではなく、常に人手不足状態で、会社が保有する重機やダンプカーは休眠状態のものもあり、この状態を解消したいと思っています。

そんなとき、Y市にある運送会社の社長から「警察がやっている就労支援制度というものがある。」と教えてもらいました。聞くと「この制度は、暴力団を辞めて社会で真面目に頑張ろうとしている人を雇用し、社会復帰を応援するもの」ということでした。

人手不足の現実はあるし、なにより、私は人を見るとき、その人がどんな過去を持っているか全く拘りませんので、「うちの会社でも雇用できれば人手不足も解消できるし、社会貢献にもなる・・・」と考えました。

その後、社長さんから刑事さんを紹介してもらい、いつでも元暴力団員を雇用できるよう「協賛企業」への登録をしてもらいました。

第一印象そして採用

協賛企業に登録してしばらくすると、刑事さんから連絡が入りました。

「刑務所を出所したばかりで大型免許を持っている元暴力団員と面接をしてくれませんか。本人の持っている資格を活かせるし、会社の寮があることも本人の希望と合致します。やる気はあるので是非お願いします。」ということでした。

私は、二つ返事で承諾し直ぐに面接の日取りを決めました。

面接当日、M君は刑事さんと一緒に時間通りに会社にやって来ました。

第一印象は、気の弱そうな感じ……。私はいかつい男を想像していましたので、少し拍子抜けしました。

いくつか質問をしましたが、M君は「ダンプカーの運転の経験はありませんが、頑張って仕事を覚えたいです。よろしくお願いします。」としっかりと言いました。

私は先ほども申し上げましたように、過去のことは全く問題にしていませんし、経験についても同じです。これから一つひとつ仕事を覚えて、しっかり働いてくれればいいと思いましたので、迷わず採用を決めました。

働きぶり

M君は、会社の敷地内にある寮に住んでおり、無断欠勤や遅刻はなく、真面目に頑張っています。私が仕事のことで注意や助言をすると「はい」と返事をし、「素直な子だな」と思っています。

ダンプカーの運転をさせると、久しぶりの大型車の運転のせいか、ちょこちょこぶつけますので、頭の痛いところはあるのですが、与えられた仕事はきちんとこなしますので、「運転技術は今が伸び盛り」と思い、時間をかけて慣れてもらえればと、長い目で温かく見守っています。

事件発生

実は、M君は、私の会社で採用された後、2回警察に捕まりました。

1回目の事件は、採用して3ヶ月が経過したときのことでした。

ある日の早朝、私が事務所にいると、警察官が会社にやって来て「M君はいますか。」と言うのです。まだ早い時間でしたので、警察官と一緒にM君の寮室まで行き、ドアをノックするとM君が眠そうな顔で出てきました。

すると、警察官がM君に「……の容疑で逮捕する。」と告げ、そのままM君を連れて行ったのです。

私は、被害者の方にお詫びに行ったり、被害弁償をさせていただきなんとか事は収まりました。

警察署から戻ってきたM君は私の顔を見るなり、申し訳なさそうな顔で「社長、申し訳ありませんでした。」と謝ってきました。私は「もう懲りたろう。お前はもう一般の社会人なのだから、金輪際つまらないことはせず、仕事一筋に頑張れ。」と声をかけると、M君は「分かりました、仕事を頑張ります。ありがとうございます。」と

答えました。

M君は、事件を起こしたのだから、仕事をクビになると思っていたのですが、そのまま私のところで働けることに感謝していたようです。その後、M君は以前にも増して仕事に励んでいました。

ところが、まさかの2回目があったのです。4ヶ月後のことでした。

また、警察から「休日にM君を逮捕しました。」と連絡を受けました。

私は、「またか……。今度は何をやったんだ」とびっくりするやら頭にくるやら、ただただあきれ果てました。

一度ならず二度までも警察に捕まる従業員、皆さんはどう思われますか。「警察に逮捕される従業員なんか即刻クビだ!」と考える社長さんもおられるかもしれません。

しかし、私は、クビにすることは考えませんでした。どうしたらM君を助けられるかを考え、担当の弁護士にも会い、M君が警察又は刑務所から帰ってきたら私が身許引受人となり彼を受け入れ、またうちの会社で雇うことなどを話しました。

というのも、M君は私の目の届くところで仕事をさせないと、社会復帰はできないのではないかと考えているからです。言い換えると、私が見放したらM君は社会復帰できないと思っているのです。

ですので、万が一彼が刑務所に入ったとしても、私は、または会社は、M君が戻るべき場所であることが、更生させる上では必要なことではないかと思っています。

私が思うこと

冒頭にもお話ししましたが、私の会社は、重機やダンプを扱う会社です。しかし、大型免許などを持っていなければ雇わないかと言えば、そういうことはありません。

採用された後に、仕事をしながら免許取得の勉強をして免許を取ればいいし、会社は金銭面を含め全面的に支援します。

免許をとったら、まずは走り易い道路で慣れてもらい、徐々に距離を伸ばしたりして少しずつ運転技術を身につけてもらっています。

私の持論ですが、従業員は会社が育てていくものと思っています。与えられた仕事をきちんとこなし、一人前になってもらいたいと思っています。

また、免許がなくても重機やダンプの整備など、仕事を作ろうと思えばいくらでもできます。「社会復帰したい、働きたい」というきちんとした気持ちさえ持っている人であれば大歓迎です。

先ほども言いましたが、元暴力団員を雇用することには全く抵抗はありません。

過去や経歴よりも、これから会社の看板を背負っているという自覚を持って、きちんと仕事をしてくれればいいのです。

今、警察、県民が一丸となって暴力団をなくすために、色々な活動をしているとお聞きました。

では私たちにできることはというと、やり直そうと思い、覚悟を持って頑張ろうと思っている人を受け入れて支援する姿勢だと思います。また、過去に拘らず「今からが大事だ」という考えも必要だと思います。

また、暴力員だった人を社会に復帰させるには、社長、従業員を含めて会社が本人と最後まで向き合い、仕事の遣り甲斐、面白さを感じさせることが大切だと思うのです。

最後に

残念ながらM君は我が社の社員として2回警察に捕まりました。しかし、私は彼の真面目な働きぶりを見えていますし、彼の人間的に素直で善良な面も知っています。彼が戻れる場所は私のところしかないと思っています。

M君は刑務所に服役することになるかもしれませんが、彼が罪を償って戻ってくるのを待っているつもりです。

今後は仕事を通じてM君に正面から向き合い、彼が確実に社会復帰できるように叱咤激励しながら、時には厳しく時には優しく接して三度目がないように見守っていくつもりです。

そして、これからも県警の就労支援の受け皿として元暴力団員を採用していこうと思います。



民暴弁護士による身近な 法律相談

Q & A

担当弁護士

小倉南法律事務所

小川 威亜 弁護士

〒802-0972

福岡県北九州市小倉南区

守恒1丁目11-5 寿康ビル2階

TEL:093-963-1731

FAX:093-963-1732



Q

居酒屋を経営しています。従業員がお酒をこぼしたため謝罪したところ、お客様から「謝罪だけですむと思っているのか!誠意を見せろ!」と、無茶な要求を受けています。ミスをした以上、お客様の要求には応じなければならないのでしょうか?

A

クレイマーやカスタマーハラスメントとも呼ばれる「消費者による自己中心的で理不尽な要求」にお困りのお店も多いと思います。特に、居酒屋などのアルコールを提供するお店では、酔ったお客が興奮して、エスカレートした要求をしてくることもあるでしょう。

どんなに丁寧に接客していても完全にミスをなくすことは出来ません。些細なミスにつけ込んでくる消費者との対応では、ミスに対する謝罪と非常識な不当要求に対する毅然とした対応を区別して考える必要があります。

謝罪したからといって全ての要求を受け入れなければならない訳ではありません。法的な責任には一定の限度があります。その内容は社会常識に基づいており、謝罪したからといって、社会通念に照らして理不尽な要求に応じる責任が生じることはありません。

弁護士の立場からすると、居酒屋の店員がお酒をこぼした程度のミスによる損害賠償請求を依頼されても、裁判で慰謝料を勝ち取ることは極めて困難です。つまり、店側に法的な責任が生じる可能性自体がとても低いのです。

店側の謝罪につけ込んで理不尽な要求を受けた場合には、録音をしたり、その場での回答を控えたりなどの店全体での対応が必要となります。

多くの場合、理不尽な要求をしてくる相手は、目の前の店員を言い負かせば要求が通ると考えていますので、店全体や会社全体で時間をかけて対応することで、相手の勢いをそぐべきです。

店側にミスがあったとしても、それにつけ込んだ暴力的な謝罪要求が許されるわけではありません。一線を越えれば脅迫罪や強要罪などが成立する場合があります。特に、背後に暴力団など反社会的勢力がいるかのようにほめかしてくる場合には、その場しのぎの解決になりがちですが、要求に対して即答せず、警察に通報することも含めて組織的な対応を行いましょう。

酔った勢いだけの不当要求であれば、時間をかけて相手の勢いをそぐことで対応可能だと思いますが、執拗な要求の場合には、警察、暴力追放運動推進センター（暴追センター）、弁護士などの専門家へ躊躇せずに相談して下さい。

暴力団が潜在化している近頃では、相手が単なるクレイマーなのか、暴力団などの反社会的勢力なのかは、分からなくて当然です。そのため、県警や暴追センターでは、相手が暴力団かどうかに関わりなく、暴力や威力、詐欺などに関する相談を幅広く受け付けています。暴追センターの民暴特別相談日（毎月第1、3水曜日13:00～16:00。休日を除く。）には弁護士も同席しますので、複数の専門家によるアドバイスが素早く受けられます。

相手が暴力団か分からなくても是非ご利用下さい。

お知らせコーナー

民暴特別相談日の開設

◎主催／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター
福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会

当暴追センターでは、暴力追放相談員と民事暴力担当の弁護士が待機し、県民の皆様からの暴力団やクレーマーに関する困り事、悩み事の相談に応じる「民暴特別相談日」を下記のとおり開設しております。

電話、メールでも受け付けておりますので、

迷わず、恐れず、お気軽に

ご相談下さい。

- 毎月第1、第3水曜日(休日、祝日を除く。)
午後1時30分～午後4時
- 面接、電話、メール ●相談無料、秘密厳守
- 相談先／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター[※]
TEL092-651-8938
- メール soudan@fukuoka-boutui.or.jp
- 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階

開催日時

毎月第1・第3水曜日(13:30～16:00)				
2020年 1月	15日	9月	2日	16日
2月	5日 19日	10月	7日	21日
3月	4日 18日	11月	4日	18日
4月	1日 15日	12月	2日	16日
5月	13日	2021年 1月	13日	
6月	3日 17日	2月	3日 17日	
7月	1日 15日	3月	3日 17日	
8月	5日			

不当要求防止責任者講習のご案内

「不当要求防止責任者講習会」 をご存知ですか？

事業所を暴力団等から守るための講習会です。

暴力団対策法に規定する「不当要求防止責任者(暴排責任者)制度」として行われるもので、

- 暴力団等からの不当要求対応要領 ●不当要求の事例
- 暴力団の情勢等の講話、暴力団対策ビデオの上映などによる講習(約3時間)を実施しています。

受講の手続き

事業所で責任者を選任のうえ、「選任届書」を所在地を管轄する警察署に提出して下さい。後日県警本部組織犯罪対策課から講習会の案内通知が届きます。(費用は一切かかりません。)

受講のメリット

- 不当要求対応要領など不当要求防止の教材を無料で受領できます。
- 「受講終了書」「責任者講習受講事務所」のステッカーが無料で受領できます。
- 責任者の社内教育によって、暴排意識が高揚し会社と従業員を守ることができます。

※詳細は、福岡県警察組織犯罪対策課 TEL092-641-4141(内線4576)
(公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL092-651-8938

暴力団排除DVDの紹介

不当要求・クレームへの初期対応
～効果的な”必殺ワード”と対策のポイント

不当要求・クレームを受けた際の初期対応に焦点を当て、不当要求等へのNGワードと”必殺ワード”を、解説を交えて分かりやすく紹介します。

- ・電話による不当要求への対応(17分)
- ・インターネットによる不当要求への対応(9分)
- ・直接面談による不当要求への対応(16分)



募集!

暴力追放広報用ポスターの募集

暴力団員等による不当な行為の防止に関する広報用ポスターを募集します。

1. 応募資格／福岡県内の高等学校に在籍する生徒並びに福岡県内に居住又は勤務する16歳以上の方
2. 応募作品の規格等／用紙のサイズは四つ切り(縦540mm、横379mm)とし、縦書き、横書きは問いません。画材は、画法は自由です。図案には、文字を使用しても差し支えありません。
3. 応募方法／応募作品の裏側には、住所、氏名、職業(学生の場合は、学校名、学年)、連絡先電話番号を記載してください。
4. 応募期間／2020年2月1日から同年5月31日までの間
5. 作品の送付先／〒812-0046福岡市博多区吉塚本町13番50号福岡県吉塚合同庁舎5階 (公財)福岡県暴力追放運動推進センター
6. 表彰／暴力追放ポスターコンクール審査委員会で審査の上、優秀作品については、賞状及び記念品を贈呈します。
7. 暴力追放ポスターについてのお問い合わせ先／(公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL.092-651-8938



令和元年度
最優秀作品

賛助会員を募集しています。

1 (公財)福岡県暴力追放運動推進センターの賛助会員とは

暴力団の壊滅については、今や県を挙げて取り組んでいるところであります。

そのためには警察の取締りはもちろんであります。それと併せ、暴力団の社会的寄生基盤である地域・職域から、暴力団を追放するという暴力団排除活動とが相まってこそ可能となります。

また、暴力団排除条例により暴力団に対する利益供与は禁止されており、交際が明らかになれば、企業のダメージは大きなものとなります。当センターは、このような地域・職域からの暴力団追放運動を目的とした活動を行っており、御賛同いただける会員の募集を行っております。

2 利 点

・講演・研修に対する講師派遣を行います。

企業において、暴力団対応要領等に関する研修会を実施する際に、ご希望があれば、当センターから講師を派遣いたします。

・属性照会を行います。

企業等において、取引相手が暴力団か否か確認したい場合は、特定の手続きを経た上で、当センターにおいて「属性照会」を実施します。

※属性照会～公知の情報を元に、当センターのデータベースにおいて、同人が暴力団と関係を有するか否か、確認することが出来るものです。

・弁護士への無料相談ができます。

刑事・民事どちらなの？どんな対応をしたらいいの？といった疑問に当センター員と共に民暴弁護士(月2回)が無料で相談を受けます。

多くの皆様のご入会をお待ちしております。

賛助会員に対する「暴力団排除セミナー」を開催しています。

同セミナーでは、現在の暴力団情勢や民事介入暴力に対する対応要領に関する講習等を行います。

入会手続

詳しくは福岡県暴追センターまでご連絡下さい。
「入会申込書」をお送りします。

年会費

企業・団体～1口3万円、個人～1口5千円
(口数の制限はありません。会費は税法上の優遇措置があります。)

特典

会員の方には、福岡県暴追センター発行の「暴力追放賛助会員の証」、機関紙「県民の絆」、ポスター等民暴対策資料を提供いたします。

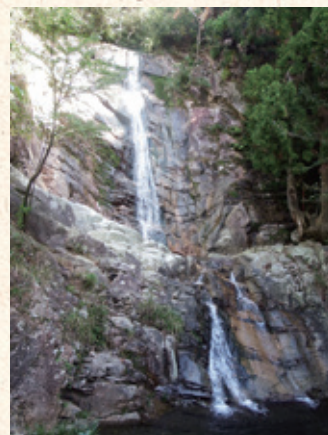


表紙：滝シリーズ

福岡県田川郡

白糸の滝(しらいとのかき)

田川郡福智町の上野地区にある「上野峡」は、緑豊かな福智山のふもとに広がる峡谷。その入り口から川の源流に向かって登ると落差25メートルの「白糸の滝」が力強くも清らかに水音を立てています。芭蕉十哲に数えられる高名な俳人・志太野坡はこの滝の風景を「桃源」「幽谷」と表現したとも言われています。春は桜、秋は紅葉など、四季折々の表情を見せる豊かな自然が楽しめます。



動画の紹介

当センターのHPIに、新作動画「暴力団の基礎知識・歴史編」を公開しました。

この動画では、知ってるようで知らない暴力団の基礎知識を、クイズ形式で紹介しています。

<http://www.fukuoka-boutui.or.jp/>



お問い合わせは **公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター**

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階 TEL.092-651-8938 FAX.092-651-8988 <http://www.fukuoka-boutui.or.jp/>